

高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥に係る対応マニュアルの概要

策定の趣旨及び概要

趣旨：

高病原性鳥インフルエンザウイルスが本県に侵入した場合に備えて、これを早期に発見することにより、感染の予防に資することを目的として、高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥の調査・回収・検査及び渡り鳥渡来地等の調査を実施するとともに、簡易検査において陽性となった場合は全庁的な対応を行う。

概要：

- ① 高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥を回収し、県においてウイルス簡易検査を実施し、さらに検体を専門検査機関へ送付し、確定検査等を実施する。
- ② 国内・県内での発生状況に応じ、渡り鳥渡来地等について、集団死等の異常がないか等の調査を実施する。
- ③ ウイルス簡易検査又は遺伝子検査の検査結果が陽性になった場合は、危機管理対策会議を開催し、全庁的な対応について協議を行い必要な対策を講じる。

